

議案第56号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体の協議により定める必要があるため、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

東京都市町村公平委員会を共同設置する福生病院組合が、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する企業団へ移行したことに伴い、共同設置している関係団体から脱退するため、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する必要がある。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合」を「多摩ニュータウン環境組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。